

## 第2回石狩市介護保険事業計画等作成委員会

開催日：平成23年5月30日（月）

時 間：17：35～18：30

場 所：石狩市総合保健福祉センター  
りんくる3F 視聴覚室

傍聴者数：0人

### 【出席者】

委 員：橋本委員長、橋本副委員長、当瀬委員、奥山委員、竹口委員、松原委員、山田委員、野村委員、渡辺委員、鎌田委員、本田委員、金森委員、藪中委員、岡本委員  
山内委員欠席

事務局：田森課長、桑島課長、久保田センター長、我妻課長、木澤主査、酒井主査、内藤主査、長谷川主査、中野主査、大浦主査、藤井主査、白川主査、鈴木（美）主査、相原主査、木村課長、鈴木（昇）主査、高田主任、瀧坪主事

## 議事録

### 開会

#### 1. 開会

**事務局（田森）**：ただ今から第2回石狩市介護保険事業計画等作成委員会を始めさせていただきます。本日は、山内委員から欠席との連絡を受けてございます。また、橋本副委員長につきましては遅れて来られるということになるかと思っております。したがって、現在、委員15名中13名が出席してございまして、石狩市介護保険事業計画設置要綱第4条第2項の規定により、規定上満たしておりますことから本会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、選出母体施設、はまますあいどまりの異動に伴いまして、本年4月1日に委員が宮田勉委員から野村安美委員に変更になっておりますので、この場をお借りいたしまして一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**野村委員**：石狩市社会福祉協議会の野村といたします。4月1日ですが、宮田施設長から野村に代わりましたのでよろしくお願いいたします。3月までは、浜益デイサービスセンターでセンター長をやっておりましたので、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**事務局（田森）**：どうもありがとうございました。次に資料のご確認をさせていただきます。事前に送らせていただいておりますが、本日の冊子は3点になります。ま

ず1つ目は第2回石狩市介護保険事業計画等作成委員会、こちらの方の冊子のものでございまして、2ページ目に資料1というのがあります。2つ目が資料2、第5期計画の基本的な考え方等について。3つ目が資料3、介護サービス等意向調査について。この3つの種類になっております。お手元に無い方がいらっしゃいましたら、事務局の方にお声をかけていただければと思います。よろしく願いいたします。無い方はいらっしゃらないでしょうか・・・大丈夫ですね。それでは、以後の進行を橋本委員長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

## 2. 前回開催の進捗状況追加資料について

**橋本委員長**：どうぞよろしくお願いいたします。それでは、さっそくですが、会議次第の2、前回開催の進捗状況追加資料についてということで、事務局の方からご説明をいただければと思います。お願いいたします。

**事務局（瀧坪）**：高齢者支援課の瀧坪と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

私の方からは、前回の委員会におきまして、ご要望のありました追加資料につきまして、お手元の資料1、「前回開催の進捗状況追加資料」に基づき、ご説明いたします。

資料1の1ページ及び2ページにつきましては、前回の委員会におきましてご説明させていただいているところではございますけれども、まず、資料の1ページでは要支援者及び要介護者のサービス別利用人数を月間平均で算出し、示してございます。また、その内訳といたしまして、2ページ上段の表においては、要支援者の予防サービス別利用人数を、下段の表におきましては要介護者の介護サービス別利用人数を、それぞれ示しております。ここまでは前回ご説明させていただきました内容と同一でございます。

続きまして、ただいまご説明申し上げました利用人数の実績を、石狩、厚田及び浜益の3圏域毎に算出したしました資料が、3ページ以下ということになってございます。3ページから5ページにかけては、要支援者及び要介護者のサービス別利用人数を、実人数の累計と月間平均とに分けて示してございます。同様に、6ページから8ページにおいては要介護者の、9ページ及び10ページでは要支援者のサービス別利用人数をそれぞれ示しております。

なお、「その他」の欄につきましては、介護保険法上の住所地特例に該当する方が石狩市以外においてサービスを利用された場合に実績として計上しているところでございます。

私からは以上です。

**橋本委員長**：はい、どうもありがとうございました。前回の委員会で、具体的な人数が入ったものが資料としてある方が理解しやすいというお話がありまして、ただ今の追加の説明、あるいは資料の追加ということになりました。事前に送付いただいております、お目通しいただいているかと思っておりますけれども、これにつきまして、皆さんの方からご質問とかございますでしょうか。いかがでしょうか。・・・よろしいでしょうか。そうしました

ら、無いようですので、これで追加資料の確認をさせていただいたということにいたしましたと思います。そこで、今度は次の次第、第5期計画の基本的な考え方等について、これは資料2になるということですが、これについてもまたご説明をお願いしたいと思います。

### 3. 第5期計画の基本的な考え方等について

**事務局(中野):** それでは、私の方から資料2、第5期計画の基本的な考え方等について説明させていただきます。この資料2についてですが、平成23年2月22日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」を抜粋したものとなっております。1ページ目の1、第5期介護保険事業計画の基本的な考え方、地域ケアの推進についてですが、まず1つ目として計画策定の際の地域ニーズの的確な把握ということで、第5期介護保険事業計画の作成にあたって、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき取り組むことが重要であるとされています。地域包括ケアを実現するためには、5つのサービス、5つの視点による取組みが包括的、継続的に行われることが必須とされ、医療との連携強化として、24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化、介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施など。また として介護サービスの充実強化、特養などの介護拠点の緊急整備、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化。 として、予防の推進、できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進。 として、見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などということで、一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援、見守り・配食や財産管理などのサービスを推進。高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備ということで、一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけることなどが取組みとして示されております。

2つ目として、計画における記載事項の充実強化として、全国一律の画一的なものではなく、各地域ごとの地域特性等の実情に応じたシステムである地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たって、地域課題、地域資源の状況、高齢化の進展状況等、それぞれの市町村によって、状況が異なることから、市町村の実情に応じて優先的に取り組むべき重点事項を、市町村が判断のうえ選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させることが重要であるとされています。重点記載事項として、認知症支援策の充実ということで、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等、在宅医療の推進ということで、医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等、高齢者に相応しい住まいの計画的な整備ということで、高齢者の住まいに関する計画と調査、サービス付高齢者住宅の供給目標の記載等、生活支援サービス、こ

れは介護保険サービス外となりますが、見守り、配食、買い物等多様な生活支援サービスの確保等が挙げられています。

次に3ページ。第5期計画の策定に当たっての留意点についてですが、第5期計画の策定に当たっては、第4期から第5期までの自然増等の介護サービスの見込量に関する各種要因を勘案するとともに、地域の課題を的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足のない必要なサービス量の設定等、より精緻な事業量等の見込みを行い、また、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果により、第4期の保険料水準が実力ベースより低く抑えられていたことにも留意することとされています。この介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのは、第4期計画時、平成21年4月から介護に従事する人の処遇改善のために、プラス3%の介護報酬が改定され、この改定が反映され介護保険料も上昇しますが、急激な上昇とならないように軽減措置が実施されたものです。額については、改定による平成21年度の保険料上昇分の全額と、改定による平成22年度の保険料の上昇分の半額を、石狩市では、平成21年度から平成23年度の3年間の改定による保険料の上昇分を均等に軽減し、第4期保険料基準額を本来の基準額より低く設定する方法をとり、これにより第4期の保険料の上昇を抑えております。また、介護給付費準備基金というのは、介護保険会計において、保険料収支により生じた剰余金が、翌年度以降の介護給付費支払いの不足に備える財源とするため、積み立てられているものでございます。第4期計画では、給付実績が見込み額を上回る場合に生じる欠損額を考慮して、準備基金残高を一定額確保しつつ、現行の保険料基準額から大きく増額とならないよう、取り崩す準備基金額を設定し、平成20年度末時点で、市の準備基金残高は7,700万円程度と推計されたため、介護保険財政の安定に要する基金残高を確保しつつ、5,000万円取り崩すことにより、保険料の上昇を抑えております。前4期については、この2つにより保険料の上昇を抑えておりましたが、これからの介護報酬改定の動向、それに対しての急激な保険料上昇抑制の国の対策、第4期終了時点での準備基金残高等を考慮しつつ、第5期についても出来る限り保険料の上昇を抑えて参りたいと考えております。

次に4ページ。第5期介護給付等対象サービスの見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、これまでと同様、保険者である市町村に介護給付対象サービスの見込量の推計手順であるワークシートについて6月頃を目途に配布予定とされております。第5期のワークシートの特徴は、第1に、保険者が自らの地域の現状を踏まえたサービス量を見込めるとともに、人口規模が同程度の他保険者の現状を踏まえた場合のサービス提供量等、自らの目標を定める際に参考となるような幾つかのデータを提供。第2に各サービス種類ごとの見込量を算出できることに加え、当該地域内で第5期に提供される介護給付等の地域密着型比率、在宅比率、施設・居住系比率等を分類できるようにし、これらの数値を参考に活用し工夫を行いやすくなる。第3に今まで手入力でありました給付費等の介護給付等実績データについて一定程度レセプトデータ、事業者からの請求書から取り込むことが

できる機能を付与し保険者の事務負担軽減等の検討が行われているところであります。

次に5ページ。第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方についてですが、これについては1．第5期介護保険事業計画の基本的な考え方とほぼ同様の考え方となっているので、説明を省かせていただきます。なお、37%参酌標準の撤廃については、参酌標準とは、「介護保険三施設、グループホーム、介護専用型特定施設の利用者数を要介護2から5の高齢者数の37%以下とする」というものでありますが、地方自治体が自由度をもった一定の判断が出来るようにというようなことで廃止となっております。

最後に6ページ。4．第5期計画の策定に向けた主なスケジュールということで、国としてイメージされているスケジュールを載せております。説明は以上です。

**橋本委員長**：はい、ありがとうございました。ただ今、基本的な考え方ということで、私たちがこれから立案していく第5期計画の基になる制度というのが、どういうふうになっていくかという基本方針をまず国は示した訳ですね。これから具体的な制度を新しく作りましたとか、あるいはそれに伴う報酬の設定だとかみたいなのが、具体的に出てこない、保険料を云々という話にはまだたどり着けないんですね。ですから、現時点ではこういうところに重点を置いて、各自治体に、独自の状況に合わせたプランニングというのを考えて下さいねというのが今日の状況になります。ちょっと私の方でも説明を加えてしまったんですけども、どうぞ今の基本的な考え方についてのご質問や確認がありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。・・・特に1ページの地域包括ケアということを中心化していくというのはかなり以前から言われていたとおりでありまして、それについて5項目、具体的に重視していくと、これについての具体的な事業であったり制度の創設であったり、あるいは改変みたいなことが、これから時間経過とともに出てくるんだろうと、それを待っていかねばならないというのがありまして、これを意識した第5期に向けての石狩市としての心の準備というか、そういう面が必要であろうということだと思っております。

**本田委員**：本田でございます。1番の医療との連携強化の中に、「介護職員によるたんの吸引等の医療行為の実施」というのがありますね。この医療行為というのは、どの辺まで認められているとかそういう法律的なものがもう既にあるんですか？というのは、この間、救急車の中で医療行為をやって罰せられたというようなことがあるとかないとかね。だから医療行為ということは、正しくどういうところまで介護職員がやっていいという法律的な裏付けというのはございますか。

**事務局（田森）**：ただ今ご質問のありました、たんの吸引等の医療行為の実施、これについての今現在の国の状況というご質問かと思っております。これにつきましては、今国会の方に介護保険法の一部改正という部分で議論されているところかと思っております。内容的には、国会の方に提示をされている中身を見ますと、一つには介護福祉士の国家資格を持っている方

については、たんの吸引を医師の指示のもと出来るかたちということで、一つは載せられております。またそれ以外の介護従事者の方々につきましては、今まだ議論の最中でございますけれども、都道府県知事が一定の研修をした後に認定をした者、いわゆる認定特定行為業務従事者、認定証の交付を受けた者ということで、この方についても医師の指示のもとたんの吸引が出来るかたちということで今議論されている状況でございます、まだその結果については、私どもではおさえてございません。

**橋本委員長**：いかがでしょうか。はい。

**渡辺委員**：渡辺です。今回のポイント的に、「24時間」というキーワードがありまして、定期巡回のパッケージなサービス、これに対して市は、今回の利用状況を見ましても夜間対応訪問介護等はその地区を見ても「0」ということになっておりますが、今後そこら辺はどのように考えていくのかなということです。

**事務局(田森)**：はい。24時間の介護サービス等の考え方という部分のご質問に私の方からお答えさせていただきます。まず、一つには、こちらの方のご報告をさせていただいた中には、夜間の訪問というのはご指摘のとおりございませんが、実は昨年度に設置をいたしました、小規模多機能型居宅介護事業所、こちらの方では24時間の訪問介護、それから通所サービス、いわゆるデイサービス、それから短期入所サービスというこの3つのサービスを兼ねた事業所が、平成22年度に1つ開設しております。それと23年度、今年度でございますけれども、もう1事業所が開設予定となっております、訪問「介護」についてはこちらの方である程度対応出来るのかなという部分では考えているところでございますが、こちらに示されております、訪問「看護」につきましては、今現在の市の状況的には、サービス等はございません。こちらの方につきましては、今後やはり策定をしていく上で、例えばでございますが、国で提示されております小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護サービスとの複合型事業所というのも検討されてございまして、これは一事業所がこのサービス全体をやるのは難しいということも兼ねて国では例えば2カ所に委託をしながら一体的なサービスをするということも提示されておりますので、この辺についても今後この作成委員会の方でいろいろと議論していただいて、策定に向けて方向性付けをしていきたいというふうに考えております。

**橋本委員長**：ただ今の件に関連しますと、やはり介護報酬というのがどのぐらいの設定になるかということで、事業所として参入したい、石狩でも展開したいというようなところがどんな数、あるいは地区に対して手を挙げてくるかということが現時点では見えない。ただ、ニーズがある需要があるというのは国が方向性を示しているとおりでと思いますので、これに向けて、私たちも必要なんだということで、出来たら、今展開しているところに対してもこの大きな流れに沿って手を挙げて欲しいというふうな働きかけみたいなことはしていかなざるを得ないんじゃないか、いくべきんじゃないのかなということは思います。他いかがでしょうか。無ければ・・・無いようですねというふうに締めてよろしいでしょうか。あの、この第5期計画というのは、冒頭私の方でも付け足しをしましたけれど

も、本当に制度という形でどんなふうに住組みが国から提示され、それに対して介護報酬がどう裏付けられていくかということによって、実態になるかどうか、事業所の参入があるかどうかというようないろんな要素も併せて考えていかなければならないというものです。ただ大きな方向性としてはこういうものだということでご説明をいただいて、確認をしたということでご了解いただければと思います。では、議題の3の基本的な考え方については終了とさせていただきます。

続きましてといたしますか、おそらく今日の一番大事な議事になろうかと思いますが、前回、原案を示されて、ご意見をいただいたところがある、介護サービス等意向調査についてということで、これも事務局の方からご説明をいただければと思います。

#### 4. 介護サービス等意向調査について

**事務局（中野）：**資料3、介護サービス等意向調査について説明させていただきます。第1回の委員会時にアンケートについてご意見をいただきました。内容を事務局で検討をした結果、配布させていただきましたとおり変更させていただきました。前回お示したアンケートですが、国から示されている日常生活圏域ニーズ調査に沿って作成し、介護保険事業計画の策定に資する客観的基礎データの整備という目的以外に、個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果、介護予防事業ということで基本チェックリストの項目も含まれているため介護予防事業の対象者の把握も同時に行うことができるものとなっていたため、問2「運動・閉じこもりについて」以降、基本チェックリストの項目を始め、転倒リスクや認知機能障害評価等いろいろな指標に準じた設問が並んでおりました。

事務局で再度検討した結果、客観的基礎データ整備という目的以外については地域支援事業である介護予防の事業により基本チェックリストの配布等を考えているため、このアンケートについては、介護保険事業計画の策定に資する客観的基礎データの整備を重点に行い、第4期に行ったアンケートとの比較を行うことができるようにしながら、前回ご指摘いただいた必要がないのではないかとと思われる質問を削除させていただいております。したがって、第4期に行ったアンケートで比較したいと思われる質問を加えつつ、問2「運動・閉じこもりについて」、問3「転倒予防について」、問4「口腔・栄養について」、問5「物忘れについて」、問6「日常生活について」を問2の「日常生活について」として1つにまとめながら必要のないと思われる質問を削除し作成を行いました。あと一つ、回収率についてご質問があったんですけども、事業者への協力等、あと電話でどうしても書くことが出来ないという方がいましたら、職員等で個別の対応ということも考えて、回収率を出来るだけ高くしたいとは考えております。説明は以上です。

**橋本委員長：**はい、ありがとうございます。前回のご意見をいただいたものについて、削除したり、日常生活にまとめられるものはまとめたりというのが本日の資料3というかたちでご覧いただいているものです。これについてご質問はいかがでしょうか。・・・前回

もこの調査についてのご説明がございましたように、高齢者の一般調査ということとそれから利用者・未利用者に対する調査ということで抽出するかたちで概要をおさえていくという趣旨でした。ただその、前回お話にありましたのは、同じ調査をするのであれば、未回答の中に介護のいるような意見や悩みみたいなものが潜んでいるのではないかというふうなこともご発言でありました。その辺りを時期・期間を決めての一斉調査の中で全てを把握するのは、やはり難しさがあるというような見解も片一方では踏まえなければなりません。そういう中ではご説明にあったように、出来るだけ多くの方から意見や要望みたいなものを聞きとれるような努力はしていくというようなことで最後は締めくくられたんですけれども、いかがでしょうか。

**本田委員**：本田でございます。3調査対象者の の、介護サービス利用者・未利用者調査で、下の方に要支援・要介護認定を受けている者1,000人とあるんですけど、現在石狩市ではこの要支援・要介護認定を受けている人は全体で何人くらいおられるんですか。

**事務局(田森)**：はい、恐れ入ります。今現在、これは平成22年9月末現在でございますけれども、介護認定者の人数でございますが、石狩市内全体で2,242名おりまして、石狩圏域では1,916名、厚田圏域では144名、浜益圏域では141名となっております。そのうち、いわゆる要支援という対象の方、要支援というのは介護予防サービスを受けられる対象の方ですが、石狩圏域では418名、厚田圏域では17名、浜益圏域では39名というかたちになってございます。以上でございます。

**本田委員**：ありがとうございました。

**山田委員**：山田です。これを拝見しますと、たいへん細部に亘りまして的を得ているんです。たいへん結構なことだと思います。ただし、後期高齢者のような、75歳以上のような方に、これだけの問の質問をしましても答えられない人がかなりいると思いますね。でありますから家族等の助けを借りてやるような、なんか布教をしておかないと、付け足しておかないと、やれと言われても無理な点がございます。そう思いました。

**事務局(田森)**：はい、恐れ入ります。これは前回もご指摘を受けておりまして、先ほどの説明の方で若干漏れておりました。申し訳ございません。まず一つには、今ご指摘のあったように、問が多いと、また内容にも理解を得られないという部分というか、難しい部分もございます。そういった中ではご本人が記載できない場合、ご家族に記入をしていただくということは、本アンケートの説明の中で実は今現在記載をさせていただいております。また、家族の方がご支援いただける場合であればよろしいんですが、例えば独居とかという場合も考えられます。そういう場合に、例えば、介護事業所のケアマネさんとか相談員さんとかいらっしゃいますので、事業所の方に、私どもの方でも先ほどご説明いたしました、ご依頼をしながら支援をしていただくというようなことも兼ねておりまして、こちらの方も案内のところに記載をしていきたいと思っております。また最後に、どうしてもこの説明を見てもわからない、そして自分で何とか書こうかという方もいらっしゃいますので、その場合に、どうしてもわからない場合は記載をしなくてもいいですよというよう

なことも一文入れたいなとも考えてございます。以上でございます。

**橋本委員長**：たくさんの方をアンケートの表に書かなきゃいけないので、なかなか難しいのは確かですよね。情報は守りますよとか、どこから何のための調査ですよとか、どういう対象の方々に対してお送りしているものですよとか、あるいは使われている言葉の解説みたいなものも冒頭のページに書いてございますけれども、これにさらにアンダーラインを引いたりとかいろいろゴチャゴチャになってしまいますが、ただ、確かにご指摘があった、ご家族の方が代わりに回答されたり、ご一緒に回答されたりしても構いませんとかという、記入に際しての2辺りは何かもうちょっと見やすい、目に飛び込むような工夫はないものかなというふうに個人的には思うんですが、どうでしょうね。

**事務局(田森)**：ご指摘いただいたとおり、見づらいというのは私どもも理解してございます。最大限わかりやすいように、記載方法についても考慮して参りたいと考えております。よろしくお願いたします。

**橋本委員長**：あらかじめ目を通したりとか、あるいは今説明を聞いてからまた質問項目の確認をされている場合もあるかと思いますが、いかがでしょうか。・・・

**岡本委員**：岡本です。アンケート調査の高齢者一般調査と、介護サービス利用者・未利用者調査、両方抽出されてしまう方もいるんですか。

**事務局(田森)**：一般高齢者とですね、それからいわゆる利用者・未利用者、こちらの方は介護認定を受けているの方々ということになりますので、こちらはランダムに抽出いたしますが、一般高齢者と介護認定者と別々で、対象者は違いますのでダブるということは有り得ません。別々な調査ということになります。

**岡本委員**：はい、わかりました。

**事務局(田森)**：すいません。先ほどの説明の中でですね、若干追加をさせていただきたいと思いますが、本アンケートの発送につきましては、本委員会でご検討をいただいた後、6月10日前後くらいには発送させていただければと思ってございます。で、回答期限でございますが、前は2週間ということでもってございます。これを2週間、もしくは出来れば3週間くらいもってあげた方がいいのかなというふうに思っております、回収時期については、6月10日の3週間とすれば6月末というかたちの回収時期にしたいと思っております。一応そのようなかたちでとり進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**竹口委員**：質問とか内容は結構なんですけども、ちょっと訂正する必要があるのではないかとということで、問1のQ3お住まいの地域を教えてくださいということで、6番、7番、8番、この辺の場所は誤字か、何か間違っているんじゃないかと思っております。

**事務局(田森)**：大変恐れ入ります。ありがとうございます。私どもの誤記でございまして、ここの3ページ目の問1Q3の8のところ、7と8が花川東となっておりますが、8の方が花川北の誤記でございまして、大変申し訳ありません。修正をさせていただきたいと思っております。大変恐れ入ります。

**橋本委員長**：あの、こういうのは限られたスタッフで必死になってやっていると、つい当たり前の項目、ここは大丈夫だろうというのでフツと飛んで見過ごしてしまいますので、本当に非常に貴重なご発言をいただきましたし、ということは他にもあるかもしれないということで、再度確認に努めたいというのがにじみ出ておりますので、よろしくお願いたします。他にご発言いかがでしょうか。まあ、本をただせば国のこういうことを聞きなさいというふうなプランの提示があった上での話でありまして、あるいはチェックリストとか、先ほどのご説明にもありましたように、前回の調査との比較というふうなことからいいますと、この項目はやっぱり無い方がとかいろいろご意見も出てこようかと思えますけれども、継続的な計画の中での資料による変化を見ていかなければいけないということで、多少のところはやはり大目に見ていただかないといけないかなというふうには思っております。ご質問とかご指摘とか確認とかございますでしょうか。・・・もし無いようでしたら、この意向調査の項目については、ただ今のご指摘にあったように、正確には正確を期していただくということで、改めて事務局のご負担をお願いすることといたしまして、このアンケートについては、議事としてはこれで終了ということにさせていただきたいと思えます。そうしましたら、本日の議事次第ではその他になりますね。5番目。これについては事務局からございますでしょうか。

## 5. その他

**事務局（田森）**：はい、恐れ入ります。その他でございますが、本日ご審議いただきましたアンケート調査につきましては、本日いただきましたご意見を踏まえまして、再度中身を見直しまして誤記の無いように正確を期して発送して参りたいと考えてございます。なお、アンケートの集計結果につきましては、速報といたしまして、次回の作成委員会、開催予定でございますが、8月末を予定してございまして、その8月末の第3回作成委員会の方で速報としてご報告していきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いたします。

また、本委員会とは別ではございますが、皆さま方にお願いとご報告でございますが、平成23年度第1回石狩市地域包括支援センター運営協議会、それから石狩市地域密着型サービス運営委員会の委員に任命されている方々にお願いたしたいと思います。時期的には7月の中旬くらいに設定をしていきたいと考えてございますので、大変お忙しい中申し訳ございませんが、ご協力の方お願いたしたいと思います。後ほど、こちらの方の委員長・副委員長とご協議をさせていただいて日程を決めてですね、ご連絡の方を早々していきたいというふうに考えてございますのでご協力のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

**橋本委員長**：それでは、委員の皆さま方からはご発言などありますでしょうか。無ければ思いがけずはやり進行であります。まだ外も十分に明るいということで、どうぞ帰路お気をつけてお帰り下さいますように、また案内にありましたように、8月にいよいよ調査結

果が参るということで、その時はちょっと時間をかけてということになるかと思います。  
本日はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平成23年6月29日 議事録確定

委員長署名 **橋本伸也**